令和９・10年度対象 大津市学校給食用物資納入業者登録申請について

大津市では、限られた予算のなかで安価で良質な学校給食用物資を安定的に調達するため、学校給食物資を安全に安定供給のできる業者を登録する「大津市学校給食用物資納入業者登録」を行っています。

この度、令和９・10年度の納入業者の登録を行いますので、令和９・10年度に大津市が発注する学校給食用物資納入業務に新たに参加を希望する方や継続して登録を希望する方は、申請してください。

なお、この申請は、大津市内の学校給食にかかる施設（公立保育園及び幼稚園を除く大津市立小学校及び中学校、並びに学校給食共同調理場）へ給食用物資を納入する資格を得るためのもので、常時的な給食用物資の発注を確約するものではありません。

また、当課への登録と併せて、『物品供給等入札参加申請（契約検査課での手続き）』が必要です。

対象となる契約及び登録区分

本登録申請の際に選択していただく給食用物資は品目ごとに分類しています。

登録にあたっては、１つの登録区分（分類）だけでなく、複数の区分（分類）に登録することも可能です。

登録区分の給食用物資の例については、登録申請書（様式第１号）や別紙１『納入希望品目の例について』を参照してください。

下記の他に緊急を要した際など、特別な理由により急遽、見積合わせを実施し、下記記載以外の契約を締結する場合があります。

※　下記区分等は募集時の内容であり、令和９年４月１日から令和11年３月31日までの間に変更となる場合があります。

登録区分	契約期間など	詳細区分	納入希望品目番号 登録申請書（様式第１号）での番号
学期物資	年に３回程度、見積書等を徴収し、学期間の売買契約を締結します。	一般物資 ・・月物資の該当とならない物資が対象	１～５、７～11、14※ ※14については主食を除く飲料等が対象
月物資	月ごとに見積書等を徴収し、その月の売買契約を締結します。	淡水魚介類（※琵琶湖産湖魚） ・・琵琶湖産の魚介類が対象	６
		青果類 ・・生鮮野菜、果物が対象	12
その他	本市独自の規格品を要する際等に見積書等を徴収し、必要期間の売買契約を締結します。	特注品加工など、その際に見積が必要となった区分	13、14※　等 ※14については主食を除く飲料等が対象

今回の募集対象者

副食の食材及び飲むヨーグルトの納入を希望する方に限ります。

ごはんやパン等の主食は、募集対象外です。

（1）新規に登録を希望する方（令和８年度に登録がない方）

（2）令和８年度に登録があり、引き続き納入を希望する方

登録有効期間

令和９年４月１日から令和11年３月31日まで

登録の基準

次の条件に該当しないと登録できません。それぞれ熟読のうえ、確認してください。

（1）大津市契約検査課が実施する『物品供給等入札参加申請』における登録条件を満たしており、本市の物品納入業者として登録されている者

（2）『大津市学校給食用物資納入業者登録基準』の全ての要件を満たしている者

（3）『大津市学校給食用物資調達に関する事務取扱要領』の内容を理解し、承諾及び順守できる者

申請書の配布

本市のホームページから『提出書類チェック及び添付表』と申請書等の様式第1～4号がダウンロードできます。様式各号をダウンロードし出力する際には、A4用紙に片面で印刷してください。

また、学校給食課窓口でも配布しています。（用紙は無料）

窓口での配布期間　：　令和８年12月１日（火）から令和９年１月12日（火）まで
（年末年始を除く開庁日 9～17時）

必要書類

申請に必要な書類は次ページの表のとおりです。

なお、申請に要する費用（許可証の取得費等）は、登録希望者（申請者）の負担となります。

必 要 な 書 類	備考（注意事項等）
令和９・10 年度大津市学校給食用物資納入業者登録申請提出書類チェック及び添付表	必要事項を記入のうえ、本紙を１番上にし、様式第１号から順に並べて揃えて提出してください。
大津市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第１号）	大津市契約検査課へ提出した『物品等入札参加申請書』に記載の商号又は名称（委任先があれば、その名）を記載してください。また、角印と契約検査課にて登録した使用印鑑を必ず押印してください。 納入希望品目の詳細は別紙１『納入希望品目の例について』を参照してください。
誓約書（様式第２号）	角印と契約検査課にて登録した使用印鑑を必ず押印してください。 また、欠けやズレ等がないように押印してください。
営業規模概況調書（様式第３号）	別紙２『営業規模概況調書の書き方について』を参照してください。また、場合により、複数枚提出してください。
学校給食用物資業務従事者名簿及び発注業務確認書（様式第４号）	常時、連絡のつく方又は大津市の担当者となる方の連絡先を記入してください。
食品衛生法による営業許可証及び業務を行うにあたり公的機関に申請し、取得した各届出証の写し	納入希望品目の種類に関わらず、申請者が所持する全ての取得済み各許可証及び各届出証等の写しを提出してください。（証明書類の裏面に記載がある場合は、その裏面も提出してください。）許認可等の更新があった場合は、必ず更新後の許認可証等の写しを速やかに提出してください。
食品衛生監視票の写し	申請日において発行日から６か月以内のもの、かつ、管轄保健所の食品衛生監視員による採点結果が 85 点以上のものを提出してください。 食品保管場所が申請者住所又は所在地と異なる場合は、その施設の監視票も提出してください。 新規に登録を希望する方で登録申請時に用意できない場合は、事前に申し出てください。
営業所や製造所、倉庫の ① 平面図 ② 施設写真 ③ 付近見取図 ④ 食材保管場所内の配置図（または図面）	①～④は、全て準備してください。 食品保管場所が申請者住所又は所在地と異なる場合は、その施設の分も提出してください。 ②の写真は、室内を複数箇所撮影してください。 また、撮影位置を示してください。
物品供給等入札参加申請 受領書の写し	契約検査課の受付印のあるものを提出してください。 申請時に用意できない場合は、別途、契約検査課へ物品供給等入札参加申請書を郵送した旨が分かる証明書（郵送代が記載されたレシート等）を提出してください。受領書到着後、当課が別途指定した日時までに提出してください。
物品供給等入札参加申請書の写し	契約検査課へ郵送申請する前に使用印鑑が押印された入札参加申請書のコピーを取り、提出してください。
その他添付する書類	貴社が１～９以外に添付する書類名と枚数を記入してください。（例：履歴事項全部証明書写し　１通、自社作成衛生管理マニュアル　２部）

申請書の受付（受付期間、申請方法等）

・申請書及び添付書類は、不足がないようにしてください。提出書類に不足がなければ、申請書を受理します。書類に不足がある場合は受付や登録ができませんのでご注意ください。

・受付期間終了後、随時受付は行っておりませんのでご注意ください。

・申請書は必ず受付期間内に提出してください。理由の如何を問わず、期間を過ぎた場合の受付は行いませんのでご注意ください。

・書類不備等があり、再提出等の指示をした際に伝えた締め切り日は、厳守するようにしてください。
　また、受理した書類は原則返却いたしません。控えが必要な場合は、あらかじめ貴社にて保管してください。

・申請書及び提出書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、登録申請の抹消等の措置をとることがあります。

１．受付期間　　**令和８年 12 月１日（火）から 令和９年１月 12 日（火）17 時まで**

２．受付場所　　学校給食課窓口　（大津市役所別館２階）

３．申請方法　　過去の登録状況により、異なります。

（１）令和７・８年度に登録のない方（新規登録希望者）

受付期間中の年末年始を除く開庁日 9～17 時に、学校給食課窓口まで持参

※申請希望内容を明らかにしたうえで、必ず事前に来庁希望日時を学校給食課まで連絡してください。提出に必要な書類の確認と併せて、日程調整を行います。
日程調整後、来庁にて提出してください。

（２）令和７・８年度に登録のある方（継続登録希望者）

・受付期間中の年末年始を除く開庁日 9～17 時に、持参もしくは郵送

・郵送の場合は、**１月 12 日（火）17 時必着とします。消印有効ではありません。**
　郵送先：〒520-8575　大津市御陵町３番１号
　　大津市教育委員会事務局　学校給食課　まで

・郵送の場合は、到着についてトラブル防止のため、簡易書留や特定記録、レターパックのいずれかの配達状況が分かるものを用いてください。郵送代等の費用は、登録希望者（申請者）の負担とします。
　また、配達にかかるトラブルについて当課は責任を負いません。申請者のリスク負担とします。

・封筒は角２封筒を使用し、不足書類がないか確認のうえ、クリアファイルに入れて封入封緘を確実に行ってください。
　封筒（レターパックの場合は、品名欄）には『令和９・10 年度大津市学校給食用物資納入業者登録申請書 在中』と赤字で記入してください。

申請書の記入方法等について

①申請書及び提出書類はA4サイズ普通紙のみ受理します。また、写しの指定でないものは、必ず原本を提出してください。準備した必要書類は折り曲げないようにしてください。
なお、ホッチキス（ステープル）止めやファイル綴じは不要です。

②黒インク又は黒ボールペンで記入してください。ゴム印等による記入をされる場合は、欠けやにじみがないようにしてください。消せるインク・ボールペン、鉛筆での記入はしないでください。

③修正液や修正テープ、砂消しゴム等は使用しないでください。誤記による訂正がないようにご注意ください。誤記の場合は、新しい用紙を用いて記入してください。

④登録申請書等（様式第1～4号）は、申請日を記入してください。申請書作成日ではありません。

⑤登録申請書、誓約書（様式第1、2号）で押印が必要となる届出済使用印鑑は、物品供給等入札参加申請書で登録する印鑑（見積・入札・契約・請求に使用する印鑑）を指します。商号印（いわゆる角印）のみは不可です。

⑥申請書類の記入は、JIS第二水準までの文字でとしてください。
また、アルファベットは小文字で、数字はわかりやすく記入してください。

⑦登録申請書等の書類は、『提出書類チェック及び添付表』を1番上にし、順番に揃えてください。

審査及び登録等

・受理した提出書類について審査を行いますが、必要に応じて、書類の追加提出や修正・追記、来庁による説明を求める場合があります。その際には、伝えた締め切り日を厳守するようにしてください。

・学校給食課より登録可否の審査結果を通知します。審査の結果、登録業者になることができない場合があります。
なお、申請書類受付から通知まで時間を要しますので、ご了承ください。

・登録決定者（以下、「登録業者」という。）には契約及び納入意思の有無に関わらず、当課が指定する書類や各種検査結果書等の提出を行っていただきます。
また、大津市が発注する学校給食用物資の契約に係る業者選定の対象になりますが、契約や定期的な学校給食用物資の納入を約束するものではありません。登録されても直ちに見積依頼や発注があるとは限りませんのでご留意願います。
なお、契約検査課が実施する「物品供給等入札参加申請」にて大津市の物品納入業者として登録されなかった場合、大津市学校給食用物資納入業者登録基準を満たしていても登録はできませんのでご了承ください。

登録事項の変更

登録業者は、登録事項に変更が生じたときは速やかにその旨を連絡すると共に、『大津市学校給食用物資登録申請書記載事項変更届（様式第5号)』を記入し、必要書類を添付して学校給食課へ提出してください。変更届の内容を審査し届出が妥当と認めた場合、必要な対応を行います。

登録廃止や納入希望品目の変更は会社合併など特段の場合を除き、年度途中での変更は認めませんので、熟慮のうえ申請してください。

登録の継続（更新手続）

今期の登録有効期間（令和 11 年 3 月 31 日まで）満了後も学校給食用物資の納入を希望する方は、有効期間満了前に改めて登録申請が必要となります。

措置（処分）

登録業者が不良品等を納入したり納入した食材により健康被害が発生する等、学校給食に支障を生じさせたり生じさせる恐れがある場合、及び食材を納入時に事故等が発生した場合、並びに登録業者に学校給食用物資の納入業者としてふさわしくない行為があった場合は、別に定める『大津市学校給食用物資調達に関する事務取扱要領』に基づき、措置を行うことがあります。

なお、市が発注する契約になるため、大津市契約検査課が別に定める『大津市物品供給等指名停止基準』に基づき、措置が行われることがありますのでご注意ください。

その他

登録申請書等に記載された個人情報の利用目的は、学校給食用物資納入業者の選定及び確認のためのものであり、この情報を目的以外に利用することはありませんが、有効期間の間、当課が外部機関へ公表する場合があることについて同意したうえで申請を行ってください。

なお、公表する項目は、登録業者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名並びに登録の区分等を予定していますが、場合によりその限りではありません。

大津市教育委員会事務局
学校給食課　給食グループ
〒520-8575　大津市御陵町 3 番 1 号
TEL：077-528-2636